

地域建設業経営強化融資制度について

国立市では、令和6年4月より、中小・中堅建設業者の資金調達の方法の多様化により、下請事業者の保護や工事履行の適正化を図ることを目的とし、地域建設業経営強化融資制度を導入します。

制度概要

国立市から公共工事を受注している中小・中堅建設業者が、市の承諾を得て当該未完成工事に係る工事請負代金債権を事業協同組合等又は一定の民間事業者に譲渡し、これを担保に同組合等から低金利の融資を受けることができる制度です。

上記に加え、出来高を超える部分についても、保証事業会社の金融保証によって、金融機関からの融資が受けやすくなります。

対象工事

- ①国立市発注の工事で、契約金額が1,000万円以上のもの。
(契約変更があった場合は、変更後の契約金額を基準とします。)
- ②工事の進捗率が全体の2分の1以上であること。
- ③債権譲渡の承諾に係る年度内に完了が見込まれる工事であること。ただし、債務負担行為に係る工事又は翌年度に繰り越される工事については、申請時において、次年度に工期を迎え、かつ、残工期が1年未満の工事であること。
- ④前金払の対象工事であること。
- ⑤申請の時点で、工期までに2週間以上の期間があること。
- ⑥あらかじめ債権譲渡を禁止する旨の定めがないこと。
- ⑦履行保証を付したもののうち、市が役務的保証を必要とする工事でないこと。
- ⑧その他、受注者の施工能力に疑義が生じているなど、債権譲渡を認めることが不適切と判断される場合でないこと。

対象事業者

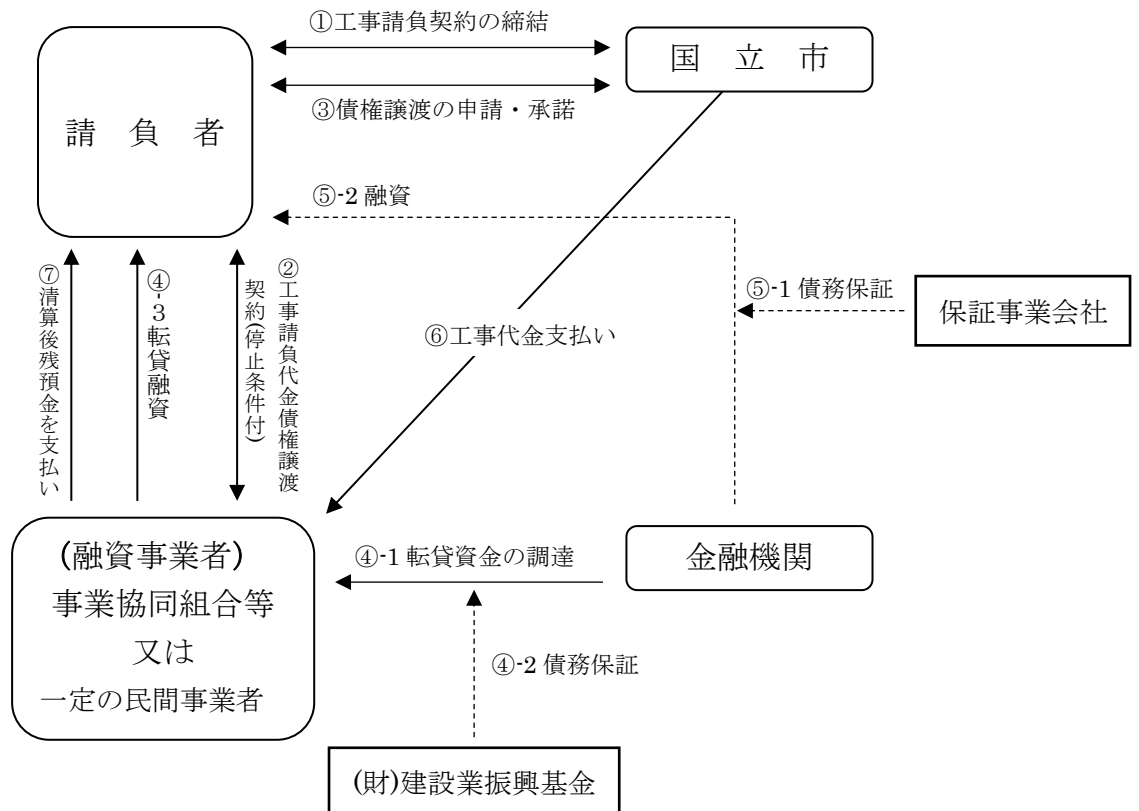
中小・中堅元請建設業者（資本金の額又は出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1,500人以下の建設業者）であること。建設協同組合（JV）の場合は、全ての構成員が中小・中堅元請建設業者であること。

利用条件

- ①破産、会社更生法に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法に基づく再生手続き開始の申立てがされていないこと。
- ②会社法に基づく特別清算開始をしていないこと。
- ③手形交換所の取引停止処分を受けていないこと。
- ④債務の弁済が不可能となっていないこと。
- ⑤契約保証金相当額を保険又は保証により担保されている工事で、債権譲渡に関し、当該保険会社又は保証会社の承諾が義務付けられている場合は、その承諾を得ていること。

手続きの流れ

- ①請負者と市で工事請負契約を締結。
- ②請負者は、融資事業者（事業協同組合等又は一定の民間事業者）と工事請負代金債権譲渡契約（停止条件付）を締結する。
- ③請負者と融資事業者の連名で市に債権譲渡承諾依頼書を提出し、市の承諾を得る。
- ④融資事業者が工事出来高の査定を行い、算定した融資金額を金融機関から調達し、請負者へ転貸融資する。
- ⑤請負者は保証事業会社の金融保証による未完成工事部分の融資を受けることが可能。
- ⑥市は、工事の検査合格後に債権譲受人である融資事業者に工事請負代金を支払う。
- ⑦融資事業者は転貸資金を精算し、残預金を請負者に返還する。



提出書類

請負者と融資事業者の両方で市に持参してください。(郵送不可)
やむを得ずいずれかが単独で提出する場合は、委任状(第2号様式)を提出してください。

提出時に必要な書類は次のとおりです。

- | | |
|----------------------------|----|
| ①債権譲渡承諾依頼書(第1号様式) | 3部 |
| ②締結済の債権譲渡契約証書の写し | 1部 |
| ③工事履行報告書(第3号様式) | 1部 |
| ④債権譲渡人及び債権譲受人の印鑑証明書 | 1部 |
| ⑤建設工事等競争入札参加資格審査受付票の写し | 1部 |
| ⑥契約保証金の保険会社又は保証会社の承諾書 | 1部 |
| ⑦振興基金が発行する債務保証承諾書(根保証用)の写し | 1部 |
- ※⑤は請負契約時の債権譲渡人の印が使用印又は代理人印である場合のみ
⑥は保険又は保証約款等により承諾が義務付けられている場合のみ。

問合せ先

国立市総務課契約係 TEL042-576-2111 (253,254,255)